

○検察官（副検事・男性）



《検察庁の志望理由など》

私は、前橋地方検察庁で採用された当初は、検察官が具体的にどのような仕事をしているのかわかりませんでした。

しかし、その後、検察官と一緒に仕事をしている中で、被疑者・被告人や被害者などの関係者と真摯に向き合い、事件の真相を明らかにするという検察官の仕事に少しずつ興味を持ち、いつしか自分自身も検察官になりたいと考えました。

検察官を目指すようになった当初は、本当に自分に検察官の仕事ができるのか不安でした。

しかし、不安よりも検察官の仕事がしたいという気持ちが大きくなっていったので、副検事試験を受験することに決めました。

そして、試験を受け、35歳のときに副検事になることができました。

《担当業務について》

私は、副検事として、捜査事務や公判事務を担当しています。

捜査では、被疑者や被害者などの事件関係者の取調べなどを行った上、起訴・不起訴の処分を決定します。

公判では、起訴した事件の裁判に出席して、捜査で集めた証拠に基づいて、被告人が行ったことを明らかにします。

事件の処分は、その後の人生を左右してしまう大きな出来事なので、悩むことも少なくありませんでしたが、事案の真相に見合った相当の処分が実現できたときにはやりがいを感じます。

検察官の仕事は、多岐にわたりますが、その全てを検察官1人で行っているのではなく、立会事務官と呼ばれている検察事務官と一緒にっており、検察官の仕事を補佐してもらっています。

なので、私は、立会事務官から些細なことでも遠慮なく言ってもらえるような雰囲気の日頃から心がけています。

《皆様へのメッセージ》

私は、20歳で検察庁に採用されましたが、そのときは、法律の知識は全くありませんでした。

しかし、先輩に教えてもらいながら、少しずつ知識を得ていき、今に至っています。

犯罪に関わる仕事をする検察庁の仕事は、厳しい職場であり、働く人も厳しい人が多いのではないかと考えているかもしれません。

確かに、事件に関わる以上、厳しく辛い状況もあります。

しかし、検察庁で働く人たちは、困ったことがあれば、助け支えてくれる人ばかりです。

検察庁の業務に少しでも興味がある方は、まず業務説明会等に参加して、検察庁がどのような場所なのか見てください。